

第百八十回国参议院环境委员会会议录第十号

平成二十四年七月三十一日(火曜日)

午後二時五分開会

委員の異動

七月二十六日

辞任

長谷川 岳君

三原じゅん子君

谷岡 郁子君

七月三十日

辞任

石橋 通宏君

七月三十一日

辞任

川合 孝典君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

補欠選任

鈴木 政二君

小坂 憲次君

舟山 康江君

補欠選任

川合 孝典君

補欠選任

石橋 通宏君

松村 祥史君

小西 洋之君

小見山幸治君

川口 順子君

北川イツセイ君

石橋 通宏君

輿石 東君

ツルン マルティ君

徳永 久志君

小坂 憲次君

鈴木 政二君

谷川 秀善君

中川 雅治君

加藤 修一君

友近 聡朗君

国務大臣

環境 大臣

大臣政務官

環境大臣政務官

事務局長

常任委員会専門員

山下 孝久君

水野 賢一君

市田 忠義君

亀井亜紀子君

舟山 康江君

平山 誠君

細野 豪志君

高山 智司君

山田 孝久君

本日の会議に付した案件

○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松村祥史君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。去る二十六日、谷岡郁子君、長谷川岳君及び三原じゅん子君が委員を辞任され、その補欠として舟山康江君、鈴木政二君及び小坂憲次君が選任されました。

○委員長(松村祥史君) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。細野豪志環境大臣。  
○国務大臣(細野豪志君) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国においては、今後の我が国経済社会の持続的な発展を可能とするため、環境への負荷がでざる限り低減される循環型社会を構築していくことが喫緊の課題となっております。

このような状況の中で、デジタルカメラ、ゲーム機等の小型電子機器等が使用済みになった場合には、その相当部分が一般廃棄物として市町村により処分される場合には、鉄やアルミ等一部の金属しか回収できず、金や銅などの有用金属は埋立処分されているのが現状です。

このような状況を踏まえて、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、本法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、主務大臣は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する基本方針を定めることとしております。

第二に、使用済小型電子機器等の再資源化のための事業を行うとする者は、当該事業の実施に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができることとしております。

第三に、再資源化事業計画の認定を受けた者が使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を行うときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物収集運搬業、一般廃棄物処分業、産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可は不要とすることとしております。

第四に、再資源化事業計画の認定を受けた者については、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づき、産業廃棄物処理

事業振興財団が行う債務保証等の対象とすることとしております。  
以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(松村祥史君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時八分散会

七月三十一日日本委員会に左の案件が付託された。

一、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

(目的) 第一条 この法律は、使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「小型電子機器等」とは、一般消費者が通常生活の用に供する電子機器その他の電気機械器具(特定家庭用機器再商



一 再資源化事業の内容が、基本方針に照らし適切なものであり、かつ、廃棄物の適正処理及び資源の有効な利用の確保に資するものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。

二 前項第四号に掲げる区域が、広域にわたる使用済小型電子機器等の収集に資するものとして主務省令で定める基準に適合すること。

三 申請者及び前項第六号に規定する者の能力並びに同項第七号に掲げる施設及び同項第八号に規定する施設が、再資源化事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして主務省令で定める基準に適合すること。

四 申請者及び前項第六号に規定する者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 廃棄物処理法第十四条第五項第二号イ又はロのいずれかに該当する者

ロ この法律の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 次条第四項の規定によりこの項の認定を取り消され、当該取消の日から五年を経過しない者(当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から六十日以内に当該法人の役員であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

ニ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからハまでのいずれかに該当するもの

ホ 法人でその役員又は政令で定める使用者のうちイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの

へ 個人で政令で定める使用者のうちイからハまでのいずれかに該当する者のあるもの

ト 廃棄物処理法第十四条第五項第二号へに該当する者

(再資源化事業計画の変更等)  
第十一条 前条第三項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。ただし、主務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 認定事業者は、前項ただし書の主務省令で定める軽微な変更をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 認定事業者は、前条第二項第一号から第三号まで、第九号又は第十号に掲げる事項を変更したときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

4 主務大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第三項の認定を取り消すことができる。

一 認定事業者(前条第三項の認定に係る再資源化事業計画(第一項の規定による変更又は前二項の規定による届出に係る変更があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に記載された同条第二項第六号に規定する者を含む。以下「認定事業者等」という。)が、認定計画に従つて再資源化事業を実施していないとき。

二 認定事業者が、認定計画に記載された前条第二項第六号に規定する者以外の者に対して、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を委託したとき。

三 認定事業者等の能力又は前条第二項第七号

に掲げる施設若しくは同項第八号に規定する施設が、同条第三項第三号の主務省令で定める基準に適合しなくなつたとき。

四 認定事業者等が前条第三項第四号イからトまでのいずれかに該当するに至つたとき。

5 前条第三項の規定は、第一項の認定について(使用済小型電子機器等の引取りに應ずる義務)準用する。

第十二条 認定事業者は、第十条第二項第四号に掲げる区域内の市町村から、当該市町村が分別して収集した使用済小型電子機器等の引取りを求められたときは、主務省令で定める正当な理由がある場合を除き、当該使用済小型電子機器等を引き取らなければならない。

(認定事業者等に係る廃棄物処理法の特例)  
第十三条 認定事業者は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けず、当該認定に係る使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為(一般廃棄物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。第七項において同じ。))又は産業廃棄物(廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。次項及び次条第一項において同じ。))の収集若しくは運搬又は処分(以下「処分」という。))を業として実施することができる。

2 認定事業者は、前項に規定する行為(産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分)に該当するものに限り、認定計画に記載された第十条第二項第六号に規定する者に委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

3 認定事業者の委託を受けて使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として実施する者(認定計画に記載された第十条第二項第六号に規定する者に限る。は、廃棄物処理法第七条第一項若しくは第六項又は第十四条第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規

定による許可を受けないで、認定計画に従つて行う使用済小型電子機器等の再資源化に必要な行為を業として行うことができる。

4 認定事業者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項、第十五項及び第十六項並びに第七条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十五項まで及び第十七項並びに第十四条の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))の適用については、一般廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第六項において同じ。))若しくは一般廃棄物処分業者(廃棄物処理法第七条第十二項に規定する一般廃棄物処分業者をいう。次項及び第六項において同じ。))又は産業廃棄物収集運搬業者(廃棄物処理法第十四条第十二項に規定する産業廃棄物収集運搬業者をいう。次項及び第六項において同じ。))とみなす。

5 第三項に規定する者は、廃棄物処理法第六条の二第六項、第七条第十三項及び第十四項並びに第七条の五の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))又は廃棄物処理法第十二条第五項、第十二条の四第一項、第十四条第十二項から第十六項まで及び第十四条の三の三の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

6 前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定(同条の規定に係る罰則を含む。))の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

7 前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定(同条の規定に係る罰則を含む。))の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

8 前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定(同条の規定に係る罰則を含む。))の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

9 前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定(同条の規定に係る罰則を含む。))の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

10 前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定(同条の規定に係る罰則を含む。))の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

11 前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定(同条の規定に係る罰則を含む。))の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

12 前二項に規定する者は、廃棄物処理法第十九条の三の規定(同条の規定に係る罰則を含む。))の適用については、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又は産業廃棄物収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者とみなす。

なす。

7 一般廃棄物処理基準(廃棄物処理法第六条の二第二項に規定する一般廃棄物処理基準をいう。)に適合しない使用済小型電子機器等(一般廃棄物であるものに限る。)の収集、運搬又は処分が行われた場合において、認定事業者が当該収集、運搬若しくは処分を行った者に対して当該収集、運搬若しくは処分をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又はこれらの者が当該収集、運搬若しくは処分をすることを助けたときは、当該認定事業者は、廃棄物処理法第十九条の四の規定(同条の規定に係る罰則を含む。)の適用については、同条第一項に規定する処分者等に該当するものとみなす。

(産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例)

第十四条 産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成四年法律第六十二号)第十六条第一項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団(次項において「振興財団」という。)は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 認定事業者等が認定計画に従って行う使用済小型電子機器等の再資源化(産業廃棄物の処理に該当するものに限る。)の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。
- 二 認定事業者等が認定計画に従って行う研究開発(産業廃棄物の処理に関する新たな技術の開発に資するものに限る。)に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
- 三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 前項の規定により振興財団が同項各号に掲げる業務を行う場合には、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第十八条第一項中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務

及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成二十四年法律第 号。以下「再資源化促進法」という。)第十四条第一項第一号に掲げる業務」と、同法第十九条中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務及び再資源化促進法第十四条第一項各号に掲げる業務」と、同法第二十一条第二号中「掲げる業務及び」とあるのは「掲げる業務及び再資源化促進法第十四条第一項第一号中「掲げる業務及びこれに」とあるのは「掲げる業務及び再資源化促進法第十四条第一項第二号に掲げる業務並びにこれら」と、同法第二十二條第一項、第二十三條及び第二十四條第一項第一号中「掲げる業務」とあるのは「掲げる業務又は再資源化促進法第十四条第一項各号に掲げる業務」と、同法第二十三條中「この章」とあるのは「この章又は再資源化促進法」と、同法第二十四條第一項第三号中「この章」とあるのは「この章若しくは再資源化促進法」と、同法第三十條中「第二十二條第一項」とあるのは「第二十二條第一項(再資源化促進法第十四條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。)」と、「同項」とあるのは「第二十二條第一項」とする。

(指導及び助言)

第十五条 主務大臣は、認定事業者等に対し、認定計画に係る再資源化事業の的確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第十六条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、認定事業者等に対し、使用済小型電子機器等の引取り又は再資源化の実施の状況に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第十七条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定事業者等の事務所、工場、事業場又は倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

きる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係行政機関への照会等)

第十八条 主務大臣は、この法律の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(主務大臣等)

第十九条 この法律における主務大臣は、環境大臣及び経済産業大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣及び経済産業大臣の発する命令とする。

(権限の委任)

第二十条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

(罰則)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- 二 第十七条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 3 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

(登録免許税法の一部改正)

別表第一第一百五十六号の次に次のように加える。

百五十六の二 使用済小型電子機器等の再資源化事業計画の認定	認定件数	一件につき十五万円
(一) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成二十四年法律第 号)第十條第三項(再資源化事業計画の認定)の規定による再資源化事業計画の認定	認定件数	一件につき三万円
(二) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十一條第一項(再資源化事業計画の変更等)の規定による再資源化事業計画の変更の認定	認定件数	一件につき三万円
イ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十條第二項第四号の使用済小型電子機器等の収集を行おうとする区域の増加に係る再資源化事業計画の変更の認定で財務省令で定めるもの	認定件数	一件につき三万円

ロ 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律第十条第二項第六号の使用済小型電子機器等の収集、運搬若しくは処分を行う者又は業務の種別（その者が行う収集、運搬又は処分の別をいう。）の増加に係る再資源化事業計画の変更の認定

認定件数

一件につき三万円

第六号中正誤

八十四ページ二段終わりから十二行から十一行の「第百五号第七項第一号」は「第百五条第七項第一号」の誤り。  
八十六ページ二段末行から二段一行の「放射線障害の技術的基準」は「放射線障害の防止に関する技術的基準」の誤り。





平成二十四年八月六日印刷

平成二十四年八月七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F